

# フランチャイズ契約 の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と  
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



CURRY HOUSE  
**CoCo 壺番屋**



あんかけスパゲッティ  
**パスタデココ**

作成日 2006年 8月 31日

改訂日 2025年 5月 31日

(一社)日本フランチャイズチェーン協会 正会員  
株式会社 壺番屋

## フランチャイズ契約のご案内

株式会社壹番屋

〒491-8601

愛知県一宮市三ツ井六丁目 12 番 23 号

TEL (0586) 76-7545

FAX (0586) 76-3770

HP URL [www.ichibanya.co.jp/](http://www.ichibanya.co.jp/)

E-mail address [icds0066@ichibanya.jp](mailto:icds0066@ichibanya.jp)

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、「中小小売商業振興法」(以下小振法という)及び「中小小売商業振興法規則」(以下施行規則という)並びに「フランチャイズシステムに関する独占禁止法の考え方について」に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなく、できる限り多くの資料を見たり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内書に記載されていないことでも確認したいこと等があれば、御遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズチェーン全般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号 第2秋山ビル1F

TEL (03) 5777-8701

この案内は 2025 年 5 月 31 日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

尚、本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。また、加盟に際して調査すべき資料については加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

## 「壺番屋チェーン」への加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステム加盟を御検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は壺番屋チェーンのフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、企業イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

当社のフランチャイズシステムとは各種登録商標と当社が独自に開発した調理法、品質基準、調理マニュアル、什器・備品及び機器、店舗運営手法、販売促進及びビジネス手法等によって構成され、今後も当社によって改良されていく総合的な店舗運営システムです。

チェーン運営で一番大切なことは、「安心感」です。お客様に繰り返し御利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ品質、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、壺番屋チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から「壺番屋」とは異なる独自の経営手法を重視され、当社のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、壺番屋フランチャイズへの加盟をお勧めできません。

壺番屋チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品開発等のインフラ・システム整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、各々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことがチェーン店舗の経営成功の鍵なのです。

店舗の経営をされる加盟者の成功は、当社が成長していく源であります。従って、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心になります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

尚、現在当社は一般加盟の募集を行っておりません。当社独自の独立制度である「ブルームシステム」(社員のれん分け制度)からの独立者のみを加盟契約の対象としており、当社へ加盟をご希望される方は、一旦当社又は当社の加盟店に社員として入社して頂く必要があります。(ブルームシステムについての詳細は14ページに記載しております。)

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

## 目 次

項 目	頁数	法（中小小売商業振興法）および規則（中小小売商業振興法施行規則）	公正取引委員会ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
「吉番屋チェーン」への加盟を希望される方へ	2		
<b>第Ⅰ部 株式会社吉番屋とフランチャイズシステムについて</b>			
1.当社の経営理念・企業行動憲章	5		
2.本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他の事業・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・沿革他	6 7 8 9	規則第10条第1.2.3.5号	
3.役員一覧表・会社組織図	10	規則第10条第1号	
4.本社・拠点一覧表	11		
5.直近3事業年度の貸借対照表・損益計算書	12	規則第10条第4号	
6.売上・出店状況（直近3事業年度 加盟店数）	12	規則第10条第6号、11条6号イ	
7.加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟店の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟店の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟店の店舗数	12	規則第11条第6号ロ 規則第11条第6号ハ 規則第11条第6号ニ	
8.訴訟件数	13	規則第10条第8号	
9.加盟者の店舗のうち、立地条件が類似するものの直近の3事業年度の収支に関する事項（後記）	13	規則第10条第7号	
<b>第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点</b>			
1.契約の名称	14		
2.売上・収益予測についての説明	14		2- (2) -イ 2- (3) -①
3.加盟に際し加盟店が支払う金銭に関する事項 ①金銭の額②金銭の性質③支払い時期④支払い方法 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	14 15	法11条1号 規則11条14号・15号	2- (2) -ア③
4.売上金等の送金義務の有無	16	規則第10条13号	3- (1) -イ-②
5.加盟店に対する金銭の貸付・貸付のあっせん等における与信利率	16	規則第10条14号・15号	2- (2) -ア⑤
6.加盟店に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあっせんする商品の種類 ②商品等の供給条件③配送日・時間・回数に関する事項 ④仕入先の推奨制度⑤発注方法⑥売買代金の決済方法 ⑦返品⑧在庫管理等⑨販売方法⑩商品の販売価格 ⑪許認可を要する商品の販売について	16 17	法11条2号 規則11条2号イ・ロ	2- (2) -ア① 3- (1) -ア・イ 3- (2) 3- (3)

## 目 次

項 目	頁 数	法（中小小売商業振興法）および規 則（中小小売商業振興法施行規則）	公正取引委員会 ガイドライン
7.経営の指導に関する事項 ①加盟に際して研修等の実施の有無 ②加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその回数	17	法第11条第3号 規則第11条第3号イ～ハ	2- (2) -ア②
8.使用させる証憑・商号・その他の表示に関する事項 ①当該使用させる証憑・商号その他の表示 ②当該表示の使用についての条件	18	法第11条第4号 規則第11条第4号イロ	
9.契約期間、再契約及び契約解除に関する事項 ①契約期間②契約の更新の要件及び手続き ③契約解除の条件及び手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法	18	法第11条第5号 規則第11条第5号イ～ニ	2- (2) -ア⑦ 2- (3) -④ 3- (1) -イ-④
10.加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①ロイヤルティ ②販売促進管理費	20	法第10条第13号 規則第11条第8号イ～ニ	2- (2) -ア④ 2- (3) -②③
11.店舗の営業時間・営業日・休業日に関する義務等	20	規則第10条第9号	3- (1) -ア 2- (2) -ウ
12.テリトリー権の有無	20	規則第10条第10号	2- (2) -ア⑧ 3- (1) -ア
13.競業禁止義務の有無	20	規則第10条第11号	3- (1) -ア
14.守秘義務の有無	20	規則第10条第12号	
15.店舗の構造と内外装についての特別義務	20	規則第10条第17号	3- (1) -ア
16.契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項 等	20	規則第10条第18号	
17.事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	21		2- (2) -ア⑥
18.加盟店に課するその他の義務	21		
後記1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	22 23		
後記2.中小企業庁パンフレット			
後記3.中小小売商業振興法（第11条） 中小小売商業振興法施行規則（第10条、第11条）			
後記4.フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考 え方（ガイドライン全文）			
後記5.加盟者の店舗のうち、立地条件が類似するものの直近の 3事業年度の収支に関する事項			

## 第I部 株式会社壺番屋とフランチャイズシステムについて

### 1. 当社の経営理念・企業行動憲章

壺番屋の企業マインドを形づくっているのは、「社是」「ミッション」「経営目的」の3つの要素です。

#### ○ 社是 ニコニコ・キビキビ・ハキハキ

いつもニコニコ笑顔で、キビキビ働き、ハキハキこたえる。これを略した言葉が「ニコ・キビ・ハキ」です。単純明快な言葉ですが、いつも「ニコ・キビ・ハキ」で行動することは、それほど簡単ではありません。感謝の気持ち、前向きな意欲、最善をつくす努力。それらが、しっかり身につけていなければ、つねに相手の立場にたって考えられないばかりか、お客様に対しても爽やかなおもてなしができるはずもありません。ですから壺番屋は、「ニコ・キビ・ハキ」にこだわり続けます。

#### ○ 壺番屋グループのミッション

経営を通じ人々に感動を与え続け、地域・社会に必要とされる存在となること

すべてのお客様に満足していただきたい、人々に喜んでいただきたい、感動を呼びたい。そう考える壺番屋では、多様なニーズに応えるメニュー・システムの開発はもちろんのこと、接客サービスの徹底、店舗近隣の清掃などをとことん実践し、決して妥協はしません。なぜなら、「感動」は“期待通り”では生まれないから。期待されたレベルを超えて初めて生み出すことができます。私たちが至上課題としているのは、外食産業の本質である「ホスピタリティー」に磨きをかけること。安易に低価格路線へ走るのではなく、クオリティー、サービス、清潔さ、雰囲気、信頼を期待以上のレベルに上げることで、お客様ひいては社会にとっての価値を高めていきたいと考えます。

#### ○ 経営目的

当社にかかわるすべての人々(株主様、お客様、加盟店様、お取引業者様、社員)と幸福感を共有すること

私たちは毎日様々な人とかかわりあいながら生きています。そのすべての人々に、つねに公明正大であると同時に、相手の立場にたって考えて行動し、満足していただけるよう努めてきました。これからも、私たちを取り巻く人々の喜びを自分の喜びと感じられる「人間力」を向上させ、ホスピタリティーを企業文化へと高めていきたいと考えます。イキイキ・ノビノビ・ワクワク働くことで、人々に感動や感激を呼び、それを一人ひとりが共感し共有できること、それが私たちのこころざしです。

#### 壺番屋企業行動憲章

私達は、「経営を通じ人々に感動を与えつづけ、地域・社会に必要とされる存在となること」をミッションとし、「当社に関わる全ての人々と幸福感を共有すること」を経営目的として掲げております。私達は、それらを具現化するため、法令・社会規範を遵守することはもとより、当社に関わるステークホルダーとの建設的なコミュニケーションを積極的に行うとともに、企業としての行動規範を次のとおり定めます。

1. 社是(ニコニコ・キビキビ・ハキハキ)を実践し、お客様第一主義を貫きます。
2. 商品・サービスの提供にあたっては、安全性を優先するとともに、その内容を適正に表示します。
3. フランチャイズ加盟店様とは、同じチェーン店を営む者として理念を共有し、相互の信頼関係を重んじるとともに、Win-Winの関係を追求します。
4. あらゆる取引において公正・誠実を宗とし、不当な対応を排除します。
5. 企業情報を適時適切に開示し、透明性の高い経営を行う一方、社内情報管理に十分留意し、インサイダ

- ー取引やプライバシー情報の漏洩を防止します。
6. 当社の事業活動において生じる環境への負荷を極力軽減するよう、環境対策に積極的に取り組みます。
  7. 当社の持てる機能を活かし、地域・社会への貢献活動に積極的に取り組みます。
  8. 海外における事業活動においては、現地の文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行います。
  9. 社員にとって安全で働きやすい労働環境を整備し、その能力開発を支援し、差別を排除した公正で適切な処遇を行い、誇りとやりがいの持てる職場づくりを追求します。
  10. 以上の行動を通じて、社会に評価される企業ブランドの形成を推進し、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図り、株主様への利益還元を積極的に行います。

## 2. 本部の概要

### ①【会社概要】

社名	株式会社 壺番屋
本社	〒491-8601
住所	愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
TEL	0586-76-7545
FAX	0586-76-3770
URL	www.ichibanya.co.jp/
設立	1982年7月1日
事業の開始	1978年1月17日(第1号店西枇杷島店)
事業内容	カレー専門店「カレーハウスCoCo壺番屋」の店舗運営及びフランチャイズ展開、 その他の飲食事業など
他に行っている事業の種類	無し
店舗売上高	1153 億円(直営・FCを含む全業態 2024年2月期) (国内 968 億円、海外 185 億円)
資本金	15億327万円
連結子会社	壺番屋レストラン管理(中国)有限会社 壺番屋国際香港有限会社 イチバンヤ UK LIMITED イチバンヤインターナショナルUSA INC. 株式会社大黒商事 台湾壺番屋株式会社 イチバンヤUSA INC. 壺番屋香港有限会社 株式会社竹井 株式会社LFD JAPAN 株式会社KOZOU 株式会社ITEカンパニー
主要株主	ハウス食品グループ本社株式会社(親会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口 株式会社 ベストライフ 株式会社 トーカン 株式会社日本カストディ銀行(信託口) JP MORGAN CHASE BANK 380634

シーピー化成株式会社

浜島 俊哉

STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234

壱番屋持株会

主要取引銀行 岐阜信用金庫

三菱UFJ銀行

三井住友銀行

従業員数 1,235名(連結)684名(個別)(2025年2月末)

所属団体 (社)日本フランチャイズチェーン協会 正会員

(社)日本フードサービス協会 正会員

## 【 浴 革 】

1978年	1月	第1号店「カレーハウスCoCo壺番屋」西枇杷島店オープン
1979年	11月	愛知県尾西市にチェーン本部・CK完成
1980年	4月	FC加盟店第1号店稲沢国府宮店オープン
1981年	1月	ブルームシステム(BS) 社員のれん分け制度発足
1982年	7月	FC本部として、愛知県尾西市に資本金1000万円で(株)壺番屋設立
	10月	直営店部門として、壺番屋店舗運営(株)設立 製造部門として、壺番屋オリジナルフーズ(株)設立
1987年	6月	アンケートハガキ導入
1988年	12月	100店舗達成
1989年	11月	HHTを導入、全店舗と本部がオンライン化
1990年	1月	店舗設計・施行・管理を目的に、イエロー企画建築(株)設立
	8月	厨房機器販売を目的に、ベストワン(株)設立
1991年	11月	広告代理店部門として、ファーストクリエイション(株)設立
	12月	本社を愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号へ竣工移転
1992年	10月	200店舗達成
1993年	10月	POSシステム全店で稼働、スマイルモータース(株)設立
1994年	4月	店舗メンテナンスを目的に、トータルクリーンサービス(株)設立
	5月	全国47都道府県下へ出店達成
	6月	300店舗達成
	11月	海外1号店「ハワイカラカウア店」オープン 農林水産大臣賞受賞
1995年	1月	新業態店舗「FSココイチ名駅西口店」オープン
	6月	CoCo壺番屋の一般加盟を打ち切る
1996年	12月	グループ5社吸収合併、400店舗達成
1997年	5月	愛知本社第4工場完成
	10月	佐賀工場完成
1998年	1月	500店舗達成
1999年	5月	600店舗達成
	8月	栃木工場完成
2000年	2月	株式を店頭公開
2001年	1月	700店舗達成
2002年	5月	CoCo ICHI HAWAII, INC. の全株式を譲渡
		800店舗達成
	6月	新業態カレーパン専門店「カレーパン屋ココイチ」オープン
2003年	3月	新業態あんかけスパゲッティ専門店「パスタ・デ・ココ」オープン
	5月	新業態カレーうどん専門店「麺屋黄粉壺(めんやここいち)」オープン
	7月	全店舗禁煙実施
	11月	900店舗達成
	12月	壺番屋チェーン店の国内全店舗の物流業務を(株)トーカーへ一括委託
2004年	3月	東京証券取引所第2部及び名古屋証券取引所第2部に株式上場
	9月	中国上海市に「カレーハウスCoCo壺番屋」上海中山公園店オープン
	12月	1000店舗達成
2005年	5月	東京証券取引所第1部及び名古屋証券取引所第1部に株式上場
	9月	台湾台北市に「カレーハウスCoCo壺番屋」台北漢口店オープン
	10月	宅配ピザチェーン店「ナポリの窯」にフランチャイズ加盟し、岐阜県岐阜市に ナポリの窯岐阜市橋店オープン
2006年	5月	全工場(愛知工場、栃木工場、佐賀工場)においてISO9001:2000認証取得

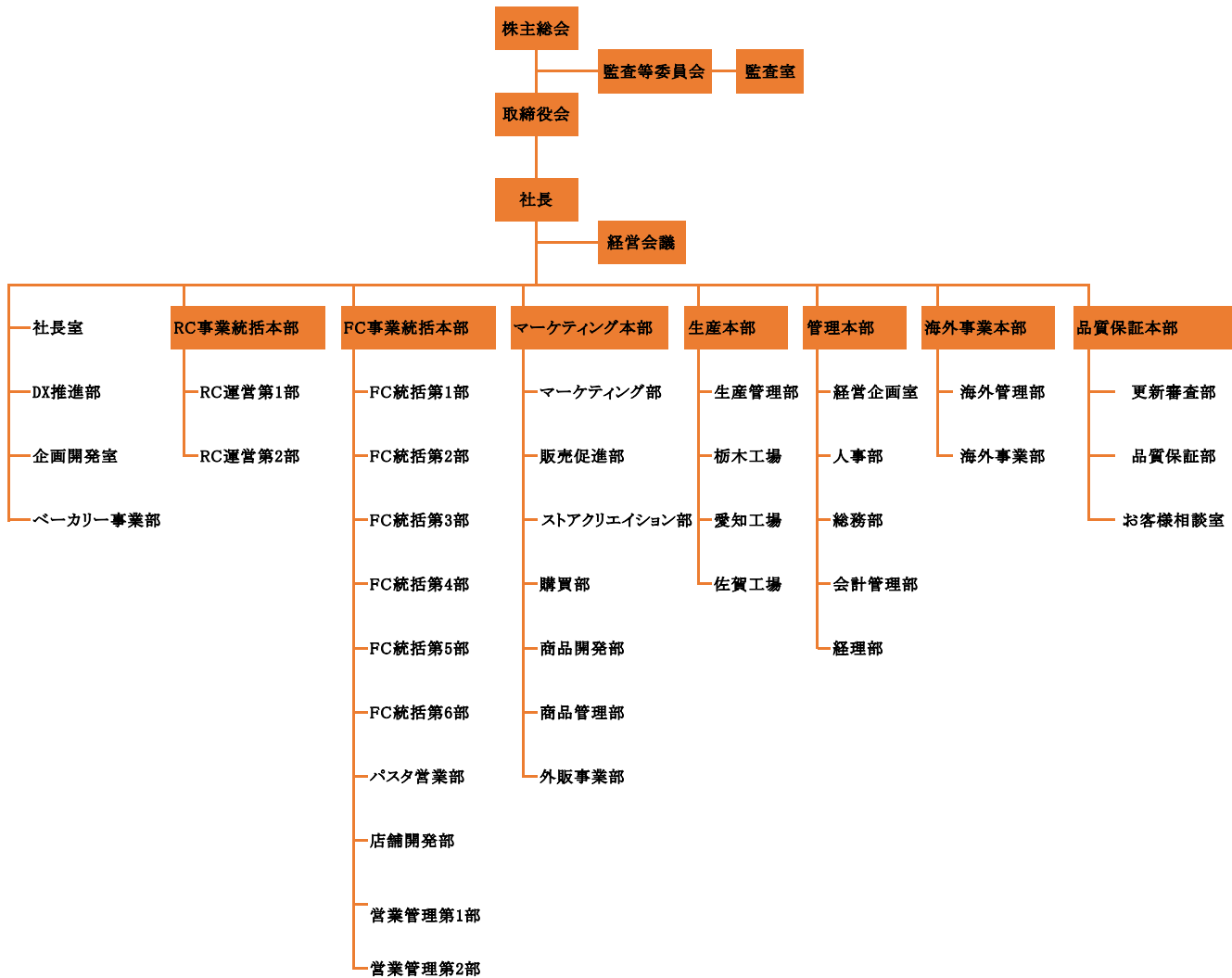
2007年	2月	1100店舗達成
	4月	中国上海市セントラルキッチンを建設
2008年	3月	韓国ソウル市に「カレーハウスCoCo壺番屋」江南店オープン
	7月	新業態お粥専門店「粥茶寮kassai」栄ガスビル店オープン
	8月	タイバンコク市に「カレーハウスCoCo壺番屋」エスプラナードラチャダー店オープン
2009年	4月	1200店舗達成
	10月	米国子会社ICHIBANYA USA,INC. を設立し出資
	11月	香港子会社 壺番屋香港有限公司を設立し出資
2010年	3月	新業態 ハンバーグ専門店「につくい亭」江南赤童子店 オープン
	6月	香港に「カレーハウスCoCo壺番屋」クロコダイルセンター店 オープン
2011年	2月	米国カリフォルニア州に「カレーハウスCoCo壺番屋」Palm Plaza Torrance店オープン
	4月	新業態ひつまぶし専門店「うなぎ屋壺番」稲沢下津店 オープン
	9月	シンガポールに「カレーハウスCoCo壺番屋」313@somerset店オープン
2012年	2月	1300店舗達成
2013年	12月	インドネシア1号店となる「カレーハウスCoCo壺番屋」Grand Indonesiaをオープン(ジャカルタ市)
2014年	9月	栃木工場にてレトルト製造ライン本稼働開始
	10月	1,400店舗達成(北京楓藍国際店オープン[中国])
2015年	1月	三重県三重郡菰野町にて生鮮野菜の自社栽培開始
	2月	マレーシア1号店となる「カレーハウスCoCo壺番屋」1 Utama店をオープン(プタリン・ジャヤ市)
	3月	フィリピン1号店となる「カレーハウスCoCo壺番屋」Estancia店をオープン(パシッグ市)
	5月	ミラノ国際博覧会日本館フードコートに出店
	6月	5段階の選べる「甘さ」導入
	12月	ハウス食品グループ本社株式会社による株式公開買付け成立により同社の連結子会社となる
2016年	5月	グループ全店にクレジットカードマルチ決済端末を導入
	6月	株式の分割を実施。1株につき2株の割合をもって分割
	10月	新業態店舗 ハンバーグ ステーキレストラン「MEAT KING」コーズウェイベイ店(香港)オープン
2017年	3月	ハウスレストラン管理(上海)及び台湾カレーハウスレストランを取得し子会社化
	5月	英国子会社 イチバンヤUK LIMITEDへ出資
	9月	ココイチ初のハラール対応店舗「ハラール秋葉原店」(東京・秋葉原)オープン
2018年	8月	ベトナム1号店となる「カレーハウスCoCo壺番屋」Landmark81店をオープン(ホーチミン市)
		佐賀工場においてFSSC22000認証取得
	12月	イギリス1号店となる「カレーハウスCoCo壺番屋」Leicester Square店をオープン(ロンドン市)
2020年	2月	全工場(愛知工場、栃木工場、佐賀工場)においてFSSC22000認証取得
	6月	米国で2社目となる子会社 イチバンヤ インターナショナル USA, INC.を設立し出資
	8月	インド1号店となる「カレーハウスCoCo壺番屋」Cyber Hub店をオープン(ハリヤナ州)
	10月	株式会社エージービーより植物工場を譲受
2021年	12月	有限会社大黒商事の株式取得し子会社化
2021年	2月	佐賀営業所を移転し、福岡営業所として開設
2022年	4月	東京証券取引所プライム市場、名古屋証券取引所プレミアム市場へ移行
	10月	海外ココイチの逆輸入をコンセプトとした「CURRY HOUSE CoCoICHIBANYA WORLD」京橋エドグラン店をオープン
	12月	新業態 カレーパンとスパイスパンの専門店「SPICE UP! COCOICHI BAKERY」名駅サンロード店オープン
2023年	3月	株式会社竹井の株式取得し子会社化
	12月	株式会社LFD JAPANの株式取得し子会社化
2025年	1月	株式会社KOZOUを取得し連結子会社化
	2月	株式会社ITEカンパニーを設立

### 3. 役員一覧

2025年5月29日現在

代表取締役社長執行役員	葛原 守
取締役専務執行役員	宮崎 龍夫
取締役常務執行役員	安達 史郎
取締役(非常勤)	佐久間 淳
上席執行役員	石黒 敬治
上席執行役員	杉原 一繁
執行役員	森川 宜秀
執行役員	平尾 康能
監査等委員	内田 俊宏
監査等委員	内藤 充
監査等委員	春馬 葉子
監査等委員	宮尾 尚子

組織図(2025年3月1日 現在)



## ◇ 事業所一覧 ◇

事業所名	住 所	TEL
埼玉営業所	〒349-0219	0480-93-1221
	埼玉県白岡市白岡東11-9	
東京営業所	〒195-0053	042-735-5331
	東京都町田市能ヶ谷七丁目2番12号	
愛知営業所	〒491-8601	0586-81-0769
	愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号	
石川営業所	〒920-0811	076-253-2881
	石川県金沢市小坂町北179-2	
大阪営業所	〒572-0074	072-830-3550
	大阪府寝屋川市池田中町32-15	
福岡営業所	〒818-0131	092-917-7001
	福岡県太宰府市水城一丁目26番7号	
栃木工場	〒329-1579	0287-48-3335
	栃木県矢板市こぶし台2-2	
愛知工場	〒491-8601	0586-81-0799
	愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号	
佐賀工場	〒841-0201	0942-92-1330
	佐賀県三養基郡基山町大字小倉308-1	
千葉植物工場	〒289-1708	0479-74-7760
	千葉県山武郡横芝光町篠本根切22-12	

## 5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

別紙添付資料のとおり

## 6. 売上・出店状況:加盟店・直営店別

### (1) 全店売上高推移表

年度売上高(百万円)

年	加盟店	直営店	合計
2023年2月	70,298	8,005	78,303
2024年2月	78,476	10,009	88,485
2025年2月	84,227	9,646	93,873

### (2) 店舗数推移表

年	加盟店	直営店	合計
2023年2月	1,129	118	1,247
2024年2月	1,117	128	1,245
2025年2月	1,113	117	1,230

## 7. 加盟店の店舗に関する事項

直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店の店舗数

年	新規に営業を開始したフランチャイジーの店舗数
2023年2月	58
2024年2月	61
2025年2月	69

※店舗譲渡により新規に営業を開始した店舗を含む。

直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟店の店舗数

年	契約を途中で解約した店舗数
2022年2月	14
2023年2月	16
2025年2月	6

直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟店の店舗数

及び更新されなかった契約に係る加盟店の店舗数

年	更新された フランチャイジーの店舗数	更新されなかった フランチャイジーの店舗数
2023年2月	574	0
2024年2月	515	0
2025年2月	424	0

## 8. 訴訟件数

直近 5 事業年度の各事業年度内にフランチャイジー又はフランチャイジーであった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	フランチャイジー又はフランチャイジーであった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2021年2月	0	0
2022年2月	0	0
2023年2月	0	0
2024年2月	0	0
2025年2月	0	0

## 9. 加盟店の店舗のうち、立地条件が類似するものの直近の 3 事業年度の収支に関する事項

別紙添付資料のとおり

## 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

### 1. 契約の名称等

壺番屋フランチャイズチェーン加盟契約書

※加盟契約締結の条件 ブルームシステム(社員のれん分け制度)について

- ①一般加盟の加盟店は募集していない。当社独自のブルームシステム(社員のれん分け制度)からの独立資格者だけを加盟店オーナー対象者として募集している。
- ②ブルームシステムによって独立するためには、当社又は当社の加盟店の社員になることが前提条件となる。
- ③入社後、加盟店経営者としての能力を身に付け、当社が独立を承認することが加盟契約締結の条件となる。(下記ブルームシステム概要参照)

○ブルームシステム(社員のれん分け制度)の概要

段階	内容	心構えと研修の内容
STEP1	入社・見習	「独立の意欲・意思」見極め
STEP2	店長補佐	ニコ・キビ・ハキ。調理・接客技術の習得。
STEP3	店長見習～ 店長	店長としての資質の習得・店舗運営能力・人材育成能力の向上
STEP4	独立	経営者としての資質の習得。店舗運営能力だけでない総合的な能力向上。

### 2. 売上・収支予測についての説明

加盟希望者が加盟を検討する際の判断材料として、既存店舗を加盟希望者に譲渡する場合は、当該店舗の売上過去実績等を開示します。新店の場合は類似店舗を参考に算出された予測売上等を開示します。当社は、正確かつ合理的な方法により上記の評価、予測を行なっているが、どんなに正確性、合理性を期しても、売上高予測の難しさ、思わぬ立地環境の変化とその影響、店舗の運営などのさまざまな要因により、完璧な予測、評価を行うのは困難であり、評価、予測において提示した金額、数値は実際の売上高、総収入、営業費、営業利益などとかい離することがあります。加盟希望者においてはこのことを十分に考慮されたうえで店舗の評価、収益予測について検討され、自らの責任と判断の下に、加盟の是非をご決定いただけるようお願いいたします。

### 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

#### (1)加盟金

##### ①金銭の額

店舗客席数に応じて以下のとおり(消費税別途)支払う。尚、契約期間中、店舗改装により席数

が増えた場合には増席分を追加にて支払う。

客席数	1号店 (a=増加席数)	複数出店 (a=増加席数)
イベント型店舗	10万	10万
宅配専用店舗	—	50万
通常店舗	20席以下	20万
	21席以上30席以下	20万円 + a × 6千円
	31席以上50席以下	26万円 + a × 4千円
	51席以上80席以下	34万円 + a × 2千円
	81席以上	40万円 + a × 1千円
		100万
		100万 + a × 3万円
		130万 + a × 2万円
		170万 + a × 1万円
		200万 + a × 5千円

#### ○加盟金の算出基準

※イベント型店舗定義：通年営業でなく不定期に営業する店舗

##### ②金銭の性質

フランチャイズ権を獲得する権利金

##### ③支払い時期・支払い方法

フランチャイズ加盟契約締結前までに、当社指定の銀行口座へ振り込み払い。

##### ④当該金銭の返還の有無及び条件

如何なる場合でも返金しない。

#### (2)店舗設備等の購入代金及び店舗賃貸借契約にかかる費用(敷金・保証金含む)

①金銭の額(金額は店舗毎に異なる。店舗賃貸借契約にかかる敷金・保証金等・その他の費用含む)

- a. 既存直営店をフランチャイズに譲渡する場合は、当社算出基準に基づく譲渡代金。
- b. 当社が承認した既存フランチャイズ店の譲渡を受ける場合は、当社が算出した上限譲渡金以下の金額にて、当事者間で合意した譲渡代金。(金額は店舗毎に異なる。)
- c. 新店舗の開店時よりフランチャイズの営業を行う場合は、店舗内装外装工事、看板工事、厨房機器、什器備品等及び店舗賃貸借契約にかかる敷金・保証金等・その他の費用の代金。(金額は店舗毎に異なる。当社指定業者より直接購入する場合もあり。)
- d. チェーンの店舗ブランドイメージを統一するため、加盟店は本部の定める規格基準に基づく店舗の設計、外装、内装及び必要な付帯設備工事を本部または本部の指定する業者に発注、工事を行うものとする。

##### ②金銭の性質

営業権(のれん代)を含む各資産の購入代金

##### ③支払い時期・支払い方法

- a. 既存直営店を加盟店に譲渡する場合は、譲渡日前日までに当社指定の銀行口座に支払う。

- b. 既存加盟店の譲渡を受ける場合は、当事者間で合意した時期・支払い方法により支払う。
- c. 新店舗の開店時より加盟店の営業を行う場合は、店舗内装外装工事、看板工事、厨房機器、什器備品等を店舗引渡日の翌月20日加盟店指定口座引落としとする。また、店舗賃貸借契約にかかる敷金・保証金等・その他の費用の代金はその店舗賃貸借契約に則った時期・方法により支払う。

#### ④当該金銭の返還の有無及び条件

- a. 加盟契約終了時に、当該店舗を当社又は当社が承認した別の加盟店へ譲渡する場合の譲渡代金は、権利譲渡契約書に記載の方法に則って譲渡人が受け取る。
- b. 店舗の賃貸借契約に基づく賃貸人に預託した金員について、残額がある場合本部は返還または支払う。但し、賃貸人の破産等帰責事由なく本部に返還されない場合は賃貸人から返還されない金額を限度に本部は支払い義務を免れる。

#### 4. 売上金等の送金義務の有無(オープンアカウント制度)

オープンアカウントは実施していない。ただし、テナント等の出店形態にて店舗不動産契約先が売上金を管理している物件については、不動産契約先の指定する銀行口座(又は場所)へ入金する。

#### 5. 加盟店に対する金銭の貸付・貸付のあっせん等における与信利率

加盟店に対する金銭の貸付は実施していない。ただし、加盟店が金融機関より借入を行う場合に、審査の上、加盟店の委託を受けて債務保証を行っている。加盟店は債務保証時に、当社が定めた債務保証料を支払う。

#### 6. 加盟店に対する商品の販売条件に関する事項

##### ①加盟店に販売又はあっせんする商品の種類

店舗で販売される商品の主材料及び副資材  
什器備品、店舗設備、店舗看板他

##### ②商品等の供給条件

納品場所は原則として店舗とする。

##### ③配送日・時間・回数に関する事項

各エリア、配送ルート毎に異なる。おおむね発注日+1日～3日の納品、配送ルートは固定となっている。

##### ④仕入先の推奨制度

生鮮野菜とビールを除く全ての使用材料等は当社又は当社が指定する業者から購入しなけれ

ばならない。

⑤発注方法

当社が定める発注システムまたは当社が指定した方法に基づいて発注する。

⑥売買代金の決済方法

売買代金の支払いは、毎月末日締切りの翌月20日加盟店指定口座引落としとする。

⑦返品

納品時に加盟店が異議なく受領した商品(食材等)については、原則として返品できない。

⑧在庫管理等

在庫管理は加盟店の責任において行う。

⑨販売方法

加盟店は当社の指定した方法に基づいて調理し、指定する方法に基づいて(販売価格含む)販売しなければならない。

⑩商品の販売価格

当社指定による地域別価格販売

⑪許認可を要する商品の販売について

加盟店は当社の指定する商品を販売しなければならず、理由の如何に拘らず当社の指定する商品以外の商品を販売してはならない。

## 7. 経営の指導に関する事項

①加盟に際しての研修等の実施の有無

開店前に当社指定の研修を行なう場合がある。

②加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその回数

スーパーバイザーが加盟店の店舗へ定期的に訪問し、衛生品質管理、経営管理、商品加工技術、販売促進等店舗運営の全般にわたる指導・技術援助を行う。

a. 本部は加盟店の店舗運営が衛生品質管理、経営管理、商品加工技術、販売促進等の観点から不備があると認める場合、本部の定める基準に基づき、加盟店に対し警告(イエローカード)を行い、加盟店はこれに従う。

b. 本部は加盟店の店舗運営が衛生品質管理、経営管理、商品加工技術、販売促進等の観点から著しい不備があると認める場合、本部の定める基準に基づき加盟店に対し一定期間の営

業停止の措置(レッドカード)を行い、加盟店はこれに従う。

## 8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

### ①当該使用させる商標・商号その他の表示

加盟店は当社が定めた店舗名称・登録商標・ロゴマークを使用することができる。

添付文書参照

### ②当該表示の使用についての条件

フランチャイズ契約書に記載された店舗において、当社の指定する方法により使用しなければならない。

## 9. 契約期間、再契約及び契約解除に関する事項

### ①契約期間

契約期間は契約締結日から1年間とする。

### ②契約の更新の要件及び手続き

- a. 本契約は締結の日からその効力を発する。本契約の存続期間は締結の日から満1年とする。
- b. 本契約の期間満了の1ヶ月前までに、当社、加盟店のいずれか一方から書面または電磁的方法による異議の申し出がなく、当社が加盟店に示した更新条件を加盟店が所定の期日までに充足した場合、本契約は自動的に1年間延長されるものとする。自動延長後の取り扱いについても同様とする。尚、契約更新料は徴収しない。
- c. 加盟店は予め当社の書面または電磁的方法による承諾を得ないかぎり、本契約に基づく一切の権利、義務又は契約上の地位を第三者に対し譲渡し又は担保として提供することはできない。又、加盟店は譲渡の権利を与えられるのでは無く、加盟店は店舗を失うことにつき本部に対して一切補償を求めることはできない。

### ③契約解除の条件及び手続き

加盟店からの中途解約の申し出により契約を解除する。また、加盟店が以下の各号に該当する場合には契約違反として加盟店との加盟契約を解除する。

- (1)支払停止又は支払不能になったとき。
- (2)仮差押、仮処分、差押、滞納処分又は破産の申立てを受けたとき
- (3)会社整理、会社更生、民事再生手続又は競売の申立てを受けたとき、又は自ら申し立てたとき
- (4)当社に対する支払を、事前に当社の書面または電磁的方法による承諾を得ず、定められた期日までに行わなかったとき
- (5)当社の推奨業者に対する支払又は店舗の賃料その他店舗の利用料の支払を、定められた期日までに行わなかったとき
- (6)法令違反の事実が発覚し又は、税金、社会保険料を滞納し、氏名公表・滞納処分を受け、当社及び壺番屋フランチャイズチェーンの名誉信用を毀損したとき

- (7)合併、会社分割、営業譲渡により組織の実体に変更があり、加盟契約に基づく店舗の営業に支障をきたすおそれが生じたとき
- (8)代表者又は役員を変更し、又は株主・出資者等の変更により加盟契約に基づく店舗の営業に支障をきたすおそれが生じたとき
- (9)店舗を当社の書面または電磁的方法による承諾なく第三者に譲渡し又は店舗の経営委託・業務委託をしたとき
- (10)当社の書面または電磁的方法による承諾なく加盟契約に基づく一切の権利又は店舗内の動産、店舗の賃貸借契約上の敷金・保証金・建設協力金返還請求権等の債権を第三者に譲渡し又は担保に供したとき
- (11)加盟契約又は店舗の運営上必要な支払いをする能力に合理的な不安が生じたとき
- (12)独占営業地域の遵守及びブランドの遵守義務に違反し、「壺番屋チェーン」のブランドイメージ、信用を著しく傷つけたとき
- (13)当社の指示した営業方針や諸規定を守らず、当社が加盟店に対し文書または電磁的方法により違反の是正を求めても改めないとき
- (14)当社が加盟契約の契約期間延長時に実施する更新審査にて示した更新条件を、期限内に充足しないとき
- (15)店舗経営が、当社の要求する水準に達し得ないことが明白であり、かつ当社の改善の指導にも従わないとき
- (16)業務専念義務、競業禁止義務、秘密保持義務、個人情報保護義務に違反したとき
- (17)当社の承諾を得ることなく契約期間内に3日間以上休業したとき
- (18)当社に提出する各種報告に関し、虚偽の報告をなしたとき
- (19)当社より購入した原材料を当社の書面または電磁的方法による承諾なく第三者に流用したとき
- (20)当社の営業指導に従わず、当社の事業を妨げ、又は妨げようとし、当社の営業方針を批判するなど、「加盟資格」を欠くに至ったとき
- (21)分派行動に類するような行為をするか又は計画をしたとき
- (22)壺番屋フランチャイズチェーン店として恥ずべき行為があったとき
- (23)当社又は壺番屋フランチャイズチェーンの名誉信用を毀損するような行為をしたとき
- (24)当社との信頼関係を毀損するような行為をしたとき
- (25)その他、業務を継続することが不可能であることが明白になったとき
- (26)契約期間中に加盟店の株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化する場合には、加盟店は事前に本部の書面または電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (27)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

#### ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法

契約解除によって生じる損害賠償の額及び算定方法による特約はない。ただし、加盟店からの中途解約の申し出の場合は20万円の解約金、契約解除の場合は30万円の違約金を支払う。

いずれの場合でも加盟金は返金しない。尚、フランチャイズ契約に違反した場合の違約金及び損害賠償については「16」に記載。

## 10. 加盟店が定期的に支払う金銭に関する事項

### (1)ロイヤルティ

なし。

### (2)販売促進管理費

#### ①金銭の額又は算定方法

店舗の当月売上高(消費税等抜き)に別途定める率を乗じた金額とする。

将来、契約の変更に応じて変更の可能性がある。

#### ②金銭の性質

壱番屋チェーン全体としての広告宣伝費の個店別負担金

#### ③支払い時期

当該月の翌月20日

#### ④支払い方法

加盟店指定の銀行口座より引落としとする。

## 11. 店舗の営業時間・営業日・休業日に関する義務等

原則、年中無休。ただし、商業施設等のテナントとして出店している場合は各商業施設等の休業に合わせて休業する。営業時間は加盟店との協議により決定する。

## 12. テリトリー権の有無

テリトリー制を採用している。テリトリー外での出店、宅配、出張販売はできない。また、将来テリトリーの近隣地区に新店舗を出店する場合は、新店舗とテリトリーが最も近い加盟店が新店舗の優先的交渉権を有する。

## 13. 競業禁止義務の有無

契約期間中、及び契約終了後3年間は同種又は類似の事業を競合する事業を行うことができない。

## 14. 守秘義務の有無

契約期間中であると契約終了後であるとを問わず、当社の経営ノウハウ及び営業に関する一切の情報を秘匿する義務を負う。

## 15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

加盟店は当社基準に定める店舗内外装、設備、建物、デザインを使用する義務を負う。

#### 16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

違約金制度はない。ただし、契約違反により当社に損害が発生する場合は、当社が被る損害を賠償しなければならない。

#### 17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

補償制度はない。

#### 18. 加盟店に課するその他の義務

- ①店舗立地は当社の指導により決定する。
- ②当社の指定するPOSシステム等を使用すること。
- ③毎月財務諸表を作成すること。
- ④オーナーは毎年財務諸表を提出すること。
- ⑤当社が定める保健衛生基準を達成すること。
- ⑥壺番屋フランチャイズチェーンの業務に専念すること。
- ⑦壺番屋加盟店共済会の会員となること。(会費月額 2,000円)
- ⑧店舗及び車両に当社が適当と認める金額・種類の損害保険を付保すること。
- ⑨当社が適当と認める機械警備契約を締結すること。

後記1.「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	項数	確認印	
		説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1		
「杏番屋チェーン」への加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 株式会社杏番屋とフランチャイズシステムについて 1.当社の経営理念・企業行動憲章	5		
2.本部の概要 社名、所在地、資本金、設立、事業内容、他の事業、事業の開始、主要株主、 主要取引銀行、従業員数、沿革、他	6・7 8・9		
3.役員一覧表・会社組織図	10		
4.本社・拠点一覧表	11		
5.直近3事業年度の貸借対照表・損益計算書	12		
6.売上・出店状況(直近3事業年度 加盟店数)	12		
7.加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟店の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟店の店舗数 及び更新されなかった契約に係る加盟店の店舗数	12		
8.訴訟件数	13		
9.加盟店の店舗のうち、立地条件が類似するものの直近3事業年度の収支に 関する事項	13		
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点 1.契約の名称	14		
2.売上・収益予測についての説明	14		
3.加盟に際し加盟店が支払う金銭に関する事項 ①金銭の額 ②金銭の性質 ③支払い時期・支払い方法 ④当該金銭の返還の有無及び条件	14・15		
4.売上金等の送金義務の有無	16		
5.加盟店に対する金銭の貸付・貸付のあっせん等における与信利率	16		
6.加盟店に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあっせんする商品の種類 ②商品等の供給条件 ③配送日・時間・回数に関する事項 ④仕入先の推奨制度 ⑤発注方法 ⑥売買代金の決済方法 ⑦返品 ⑧在庫管理等 ⑨販売方法 ⑩商品の販売価格 ⑪許認可を要する商品の販売について	16・17		
7.経営の指導に関する事項	17		
8.使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	17		

項 目	項数	確認印	
		説明者	加盟希望者
9.契約期間、再契約および契約解除に関する事項 ①契約期間 ②再契約の要件および手続き ③契約解除の条件および手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等 ⑤契約終了後の加盟店の義務	18・19		
10.加盟者が定期的に支払う金銭での事項 ①ロイヤルティ ②販売促進管理費	19		
11.店舗の営業時間・営業日・休業日に関する義務等	20		
12.テリトリー権の有無	20		
13.競業禁止義務の有無	20		
14.守秘義務の有無	20		
15.店舗の構造と内外装の特別義務	20		
16.契約違反をした時の違約金、その他、義務に関する事項等	20		
17.事業活動上の損失補償の有無内容等	20		
18.加盟店に課するその他の義務	21		
後記1、「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	22・23		
後記2、中小企業庁パンフレット			
後記3、中小小売商業振興法、中小小売商業振興施行規則			
後記4、フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について			

年 月 日

説明者

私 \_\_\_\_\_ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し

加盟希望者 \_\_\_\_\_ の理解をいただきました。

説明者 \_\_\_\_\_ 印

加盟希望者

私 \_\_\_\_\_ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について

説明者 \_\_\_\_\_ より説明を受け、理解致しました。

加盟希望者 \_\_\_\_\_ 印

商標・商号

	<p>壹番屋</p>
	
<p>CURRY HOUSE CoCo 壹番屋</p>	<p>CURRY HOUSE</p>
<p>CURRY HOUSE CoCo 壹番屋</p>	<p>Co</p>
	<p>Co 壹 番 屋</p>

商標・商号



あんかけスパゲッティ  
パスタデココ

## 連結貸借対照表

2023年2月

(単位:円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	17,690,428,294	1 買掛金	2,312,523,727
2 売掛金	3,161,681,621	2 リース債務	450,329,814
3 商品及び製品	1,001,425,179	3 未払金	1,455,617,911
4 仕掛品	47,519,856	4 未払法人税等	574,309,016
5 原材料及び貯蔵品	260,984,512	5 契約負債	231,368,561
6 その他	819,759,808	6 賞与引当金	329,732,289
7 流動資産合計	22,981,799,270	7 株主優待引当金	99,117,200
		8 その他	462,120,789
		流動負債合計	5,915,119,307
		II 固定負債	
II 固定資産		1 長期借入金	—
1 有形固定資産		2 リース債務	293,193,985
(1) 建物及び構築物	4,844,872,471	3 退職給付に係る負債	1,150,350,203
(2) 機械装置及び運搬具	687,188,847	4 長期預り保証金	3,540,954,492
(3) 土地	5,375,658,019	5 資産除去債務	532,591,641
(4) リース資産	702,255,143	6 その他	55,101,860
(5) その他	585,195,555	固定負債合計	5,572,192,181
有形固定資産合計	12,195,170,035	負債合計	11,487,311,488
2 無形固定資産		純資産の部	
(1) ソフトウェア	789,524,358	I 株主資本	
(2) のれん	223,145,900	1 資本金	1,503,270,000
(3) その他	55,500,466	2 資本剰余金	1,389,226,690
無形固定資産合計	1,068,170,724	3 利益剰余金	27,090,313,570
3 投資その他の資産		4 自己株式	△ 32,701,615
(1) 投資有価証券	372,560,000	株主資本合計	29,950,108,645
(2) 繰延税金資産	1,089,040,848	II その他包括利益累計額	
(3) 差入保証金	4,495,207,498	その他有価証券評価差額金	53,977,119
(4) その他	233,104,771	為替換算調整勘定	577,421,525
貸倒引当金	△ 2,153,232	退職給付に係る調整累計額	△ 9,980,701
投資その他の資産合計	6,187,759,885	その他の包括利益累計額合計	621,417,943
固定資産合計	19,451,100,644	III 非支配株主持分	374,061,838
資産合計	42,432,899,914	純資産合計	30,945,588,426
		負債純資産合計	42,432,899,914

# 連結損益計算書

(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		48,286,993,647
II 売 上 原 価		25,517,637,353
売 上 総 利 益		22,769,356,294
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,155,692,463
営 業 利 益		3,613,663,831
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,843,634	
受 取 家 賃	874,416,257	
補 助 金 収 入	246,733,579	
そ の 他	83,235,542	1,218,229,012
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,131,050	
賃 貸 費 用	688,935,594	
そ の 他	86,860,396	788,927,040
経 常 利 益		4,042,965,803
VI 特 別 利 益		
投 有 証 券 売 却 益	—	
店 舗 売 却 益	142,875,978	
そ の 他	2,560,000	145,435,978
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	33,806,382	
固 定 資 産 除 却 損	24,573,846	
減 損 損 失	197,750,845	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,932,800	
そ の 他		261,063,873
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,927,337,908
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,248,406,582	
法 人 税 等 調 整 額	125,205,946	1,373,612,528
当 期 純 利 益		2,553,725,380
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		15,093,883
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,538,631,497

# 連結貸借対照表

2024年2月29日

(単位:円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	15,899,596,782	1 買掛金	2,581,758,687
2 売掛金	3,403,946,863	2 1年内返済予定の長期借入金	6,432,000
3 商品及び製品	1,004,452,856	3 リース債務	197,539,491
4 仕掛品	41,495,275	4 未払金	1,898,087,453
5 原材料及び貯蔵品	273,876,594	5 未払法人税等	1,164,631,400
6 その他	918,705,897	6 契約負債	300,111,733
7 流動資産合計	21,542,074,267	7 賞与引当金	385,004,290
		8 株主優待引当金	108,464,000
		9 その他	561,659,063
		流動負債合計	7,203,688,117
		II 固定負債	
II 固定資産		1 長期借入金	64,264,000
1 有形固定資産		2 リース債務	117,841,294
(1) 建物及び構築物	5,150,074,291	3 繰延税負債	47,839,175
(2) 機械装置及び運搬具	595,159,049	4 退職給付に係る負債	1,186,394,927
(3) 土地	5,201,391,918	5 資産除去債務	552,211,072
(4) リース資産	284,048,535	6 長期預り保証金	3,464,467,932
(5) その他	710,654,455	7 その他	17,757,291
有形固定資産合計	11,941,328,248	固定負債合計	5,450,775,691
2 無形固定資産		負債合計	12,654,463,808
(1) ソフトウェア	652,000,866		
(2) のれん	2,693,742,629	純資産の部	
(3) その他	846,088,909	I 株主資本	
無形固定資産合計	4,191,832,404	1 資本金	1,503,270,000
3 投資その他の資産		2 資本剰余金	1,389,950,230
(1) 投資有価証券	435,860,000	3 利益剰余金	27,223,274,570
(2) 繰延税金資産	1,143,660,510	4 自己株式	△ 108,714,825
(3) 差入保証金	4,469,022,155	株主資本合計	30,007,779,975
(4) その他	311,174,328	II その他包括利益累計額	
貸倒引当金	△ 2,105,022	その他有価証券評価差額金	97,989,609
投資その他の資産合計	6,357,611,971	為替換算調整勘定	809,460,315
		退職給付に係る調整累計額	5,560,739
		その他の包括利益累計額合	913,010,663
		III 非支配株主持分	457,592,444

# 連結損益計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位:円)

科 目	金 額	
I 売上高		55,137,331,857
II 売上原価		28,330,495,348
売上総利益		26,806,836,509
III 販売費及び一般管理費		22,091,765,253
営業利益		4,715,071,256
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	38,937,183	
受取家賃	882,950,039	
補助金収入	—	
その他	132,956,298	1,054,843,520
V 営業外費用		
支払利息	10,864,721	
賃貸費用	710,345,504	
その他	27,476,076	748,686,301
経常利益		5,021,228,475
VI 特別利益		
投資証券売却益	—	
店舗売却益	34,751,275	
その他	2,427,309	37,178,584
VII 特別損失		
固定資産売却損	—	
固定資産除却損	20,098,322	
減損損失	705,487,710	
関係会社株式評価損	—	
その他	5,073,886	730,659,918
税金等調整前当期純利益		4,327,747,141
法人税、住民税及び事業税	1,675,071,357	
法人税等調整額	△ 93,220,167	1,581,851,190
当期純利益		2,745,895,951
非支配株主に帰属する当期純利益		59,970,111
親会社株主に帰属する当期純利益		2,685,925,840

## 連結貸借対照表

2025年2月28日

(単位:円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	15,480,677,019	1 買掛金	2,878,511,112
2 売掛金	3,677,770,346	2 1年内返済予定の長期借入金	14,842,000
3 商品及び製品	886,094,816	3 リース債務	292,453,572
4 仕掛品	34,209,438	4 未払金	1,929,978,674
5 原材料及び貯蔵品	288,710,070	5 未払法人税等	880,297,851
6 その他	1,070,589,071	6 契約負債	286,577,307
7 流動資産合計	21,438,050,760	7 賞与引当金	485,477,508
		8 株主優待引当金	235,504,500
		9 その他	365,877,457
		流動負債合計	7,369,519,981
		II 固定負債	
II 固定資産		1 長期借入金	65,306,000
1 有形固定資産		2 リース債務	1,126,744,110
(1) 建物及び構築物	5,915,924,765	3 繰延税負債	259,104,224
(2) 機械装置及び運搬具	762,458,678	4 退職給付に係る負債	1,122,519,970
(3) 土地	5,178,844,006	5 資産除去債務	616,310,374
(4) リース資産	1,397,876,772	6 長期預り保証金	3,410,887,254
(5) その他	891,331,052	7 その他	15,124,699
有形固定資産合計	14,146,435,273	固定負債合計	6,615,996,631
2 無形固定資産		負債合計	13,985,516,612
(1) ソフトウェア	983,234,074		
(2) のれん	2,089,730,471	純資産の部	
(3) その他	1,320,304,122	I 株主資本	
無形固定資産合計	4,393,268,667	1 資本金	1,503,270,000
3 投資その他の資産		2 資本剰余金	1,392,593,905
(1) 投資有価証券	531,443,000	3 利益剰余金	27,842,249,274
(2) 繰延税金資産	1,212,248,265	4 自己株式	△ 72,367,888
(3) 差入保証金	4,550,887,066	株主資本合計	30,665,745,291
(4) その他	316,167,926	II その他包括利益累計額	
貸倒引当金	△ 2,944,030	その他有価証券評価差額金	164,448,469
投資その他の資産合計	6,607,802,227	為替換算調整勘定	1,159,020,038
固定資産合計	25,147,506,167	退職給付に係る調整累計額	63,008,017
		その他の包括利益累計額合計	1,386,476,524
		III 非支配株主持分	547,818,500
資産合計	46,585,556,927	純資産合計	32,600,040,315
		負債純資産合計	46,585,556,927

# 連結損益計算書

(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位:円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		61,006,655,673
II 売 上 原 価		30,485,953,377
売 上 総 利 益		30,520,702,296
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,595,035,578
営 業 利 益		4,925,666,718
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	34,482,717	
受 取 家 賃	875,267,488	
補 助 金 収 入	—	
そ の 他	176,522,056	1,086,272,261
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,151,753	
賃 貸 費 用	674,957,803	
そ の 他	125,598,440	817,707,996
経 常 利 益		5,194,230,983
VI 特 別 利 益		
投 有 証 券 売 却 益	—	
店 舗 売 却 益	121,713,399	
そ の 他	2,344,645	124,058,044
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	—	
固 定 資 産 除 却 損	46,689,375	
減 損 損 失	520,196,349	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	—	
そ の 他	—	566,885,724
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,751,403,303
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,667,671,080	
法 人 税 等 調 整 額	△ 143,729,355	1,523,941,725
当 期 純 利 益		3,227,461,578
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		55,808,802
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		3,171,652,776